

社会福祉法人 正光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正光会定款第8条及び第21条に規定する理事・監事・評議員（以下、役員等という）における報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 役員等が次の各号に掲げる業務に従事した場合の報酬は無償とする。

- (1) 役員の理事会等会議出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会等会議出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動

(費用弁償)

第3条 第2条における費用弁償については、報酬に含まれない。

(報酬の除外)

第4条 施設の職員であって法人の役員等を兼務するものについては、この規程は適用しない。

(法定控除)

第5条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

附 則

この規程は、令和元年6月13日から施行する。